

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第96号
不利益処分の種類	危険等防止命令	根拠条項	第27条第1項又は第2項 第34条第2項又は第3項
処分基準	法第27条第1項各号の一に該当しているとき。		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課
		交付機関	危機管理防災課
			目次NO
			74～